かいりゅうば

Vol.175
令和8年7月30日発行
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台南部流域治水出張所
岩沼市館下一丁目２－９
TEL 0223-22-2801

海岸の安全利用点検を実施しました

近年、砂浜やブロックの隙間等における陥没箇所により、海岸で事故が発生していることを踏まえ、利用者が増えるこれからの時期を前に、安全利用点検（陥没調査）を行いました。

仙台湾南部海岸（山元海岸、岩沼海岸）の砂浜を、突き棒等を使用して陥没箇所の有無を確認しながらの点検作業となりました。

点検の結果、早急に対応が必要な箇所は確認されませんでした。

砂浜の陥没等の有無を目視で確認するのは難しく、岩沼海岸（蒲崎工区）には、古い消波ブロックが埋もれていて怪我をする恐れがあるので、砂浜を歩く際は特にご注意ください。

実施日：箇所

7月　２日（木）岩沼海岸（蒲崎工区）
7月　７日（火）山元海岸（笠野工区）
7月　９日（木）山元海岸（中浜工区）



▼砂浜の侵食（浜がけ）の確認



▼ヘッドランドの隙間等の点検





▲消波ブロックの隙間の点検





▲砂浜の陥没の点検



ヘッドランド周辺の立ち入り
消波ブロックへの乗り越えは大変危険です！！

急な高波や離岸流と呼ばれる沖に向かう強い流れの発生、消波ブロックからの滑落などの可能性があり非常に危険なため立ち入らないでください。

高波（たかなみ）



急な高波にさらわれるキケンがあります

離岸流（りがんりゅう）



ヘッドランド周辺は沖に向かう強い流れ（離岸流）が生じやすくキケンです

転落・滑落（てんらく　かつらく）



ブロックはすべりやすくキケンです

海岸のルールを守りましょう！！

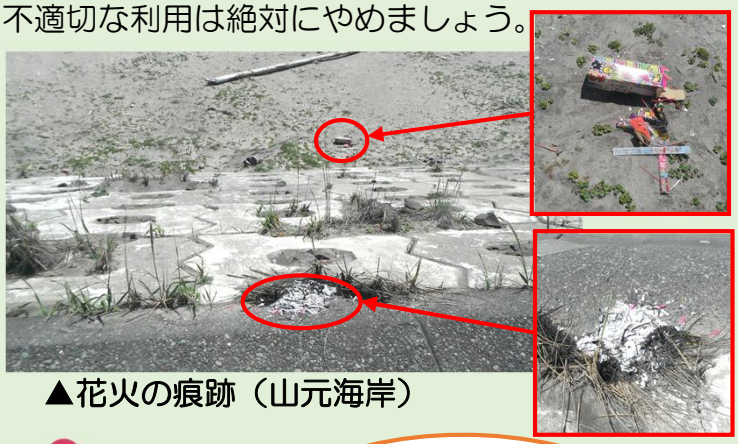
仙台湾南部海岸（山元海岸、岩沼海岸）では、１年をとおして焚き火などの火気使用の痕跡が多くみられます。砂浜に打ち上げられた漂着物などに引火した際には、大きな火災となり、海浜動植物に影響が出る恐れがあり大変危険です。

仙台湾南部海岸の緊急整備区間では、立入が禁止されている場所があります。立入禁止区域での焚き火はもちろん、危険ですので立入らないようお願いします。

また、海岸に無断で構造物を作る行為は禁止されており、海岸法では処罰の対象となる場合があります。海岸を利用する際はルールを守り、不適切な利用は絶対にやめましょう。



▲焚き火の痕跡（山元海岸）



▲花火の痕跡（山元海岸）



▲構造物の造成（岩沼海岸）



「美しく、安全な海岸」を目指して大切に使用しましょう！